

令和 8 年第 1 回太地町議会定例会会議録

(第 3 日)

○開会期日 令和 8 年 3 月 1 2 日午前 9 時 0 0 分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9 名）

1 番 森 岡 茂 夫 君	2 番 海 野 好 詔 君
3 番 久 原 拓 美 君	5 番 塩 崎 伸 一 君
6 番 福 田 忠 由 君	7 番 由 谷 恭 兵 君
8 番 水 谷 育 生 君	9 番 筋 師 光 博 君
1 0 番 花 村 計 君	

欠席議員（0 名）

な し

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁 野 チエミ 君 書 記 松 本 悟 君

○地方自治法第 1 2 1 条による出席者は次のとおり

町 長 三 軒 一 高 君	副 町 長 漁 野 洋 伸 君
会 計 管 理 者 執 行 貴 弘 君	総 務 課 長 由 谷 陽 久 君
総務課企画員 久 保 亨 一 君	総務課副主幹 和 田 正 希 君
住民福祉課長 山 下 真 一 君	住民福祉課企画員 稲 藪 江 美 君
住民福祉課主幹 榊 田 将 樹 君	住民福祉課主査 谷 口 武 史 君
産業建設課長 脊 古 景 君	産業建設課副課長 井 上 正 哉 君
くじらの博物館長 稲 森 大 樹 君	くじらの博物館副館長 中 江 環 君
教 育 長 橋 爪 健 君	教 育 次 長 森 本 直 樹 君
教育委員会主幹 櫻 井 敬 人 君	

○本日の会議に付した事件

追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査

日程第 20 一般質問

△開 会 午前９時００分

○議長（花村 計君）

おはようございます。ただいまから再開いたします。本日の会議を開きます。お諮りします。ただいま、各常任委員長より閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第１として、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第１ 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（花村 計君）

追加日程第１ 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第２０ 一般質問

○議長（花村 計君）

日程第２０ 一般質問を行います。森岡茂夫君ほか１名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。森岡茂夫君。

○１番（森岡茂夫君）

それでは通告に従って、一問一答で一般質問を行いたいと思います。昨年の１２月定例会で質問した市屋ポンプ場の施設計画について再度お尋ねしたいと思います。まず初めに、令和４年５月９日に購入した土地の使用目的についてお聞きしたいと思います。昨年の第４回定例会で脊古課長は、水道のポンプ場につきましてもかなり老朽化が進んでおりましたので、そちらに建設したいということで、その３筆を購入したと答弁しております。これは、もう一度再度確認いたしますが、既存の既にあるポンプ場が老朽化したことによって、新たに土

地を購入したということによろしいでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

はい。そのようなことでお願いします。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

それでは、老朽化したポンプ場の更新計画についてお聞きしたいと思います。この土地が、いつこの議会に上がって審議されたのか経過を調べてみました。私が知る限りでは令和2年ですね、第1回定例会議事録に市屋水源建設予定地購入の説明があります。そのときも同じ脊古課長、こういうふうに答弁しております。市屋水源地取水施設が老朽化しておりますので、市屋水源施設建設予定として購入を考えておりますと説明しています。これが令和4年5月9日に購入した土地ということによろしいですね。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和4年度で購入した土地になります。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そして、その次に議会で審議されてるのが、令和3年の第1回の定例会なんですが、これも同じ脊古課長ですね。固定資産購入費ですが、1,477万6,000円の減額と説明しております。減額っていうのは、一度上げたものを延期なのか、中止なのかここで取り下げておりますが、これも同じ令和4年5月9日に購入した土地ということによろしいでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

同じ土地でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

それでは、一度令和２年で上程しておりますね。翌年の第１回定例会で減額した。いわゆる延期なのか、中止なのか減額した。その減額した理由は何だったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

農業振興地域整備計画変更申出書、農振除外の申出というものに時間を要したため、そのような形になっております。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

その申請書が、予定よりも時間がかかった理由っていうのは何だったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

その間、書類の追加資料であったり、文言の訂正であったり、そういったことで時間を要したものとなります。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

行政が行政に対する申請書ですから、太地町の役場もどういうものが必要かっていうのはよく分かってたと思うんですが、文字の訂正は分かるんですが、予定してなかった書類がついていうのは、それはどういう書類だったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

すみません。農業振興地域整備計画変更申出書につきましては、所有者、以前の所有者の方から那智勝浦町に提出する書類となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

そうですね。これは漁野議員の質問のときにも、その遅延のことが質問されておりますが、同じ答弁ですね。土地の所有者が申請したことなので、当局としては事態は分からないということ、それ確認をしたかったんです。じゃあ土地の所有者からも、その中身については聞

いてないということでもいいわけですね。その次に議会で審議されたのが、令和4年第1回定例会、これも同じ脊古課長ですね。こういうふうに答弁しております。固定資産購入費ですが、水道用地購入事業として、1,750万円計上しております。令和3年度に購入を予定した那智勝浦町の市屋地区の土地になるんですけれども、年度内の購入が難しいことから、再度計上させていただいております。こういうふうに説明しております。これが当初よりも、その前の年の第1回定例会は1,477万6,000円を一度取り下げております。翌年、令和4年には1,750万円計上しているわけですが、この増額になった理由というのは何だったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

すみません。まず、令和2年度に予算計上させていただいて、3年度に繰越しをさせていただいております。4年度で再度予算計上させていただいてるんですけれども、その金額の変更につきましては、すみません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと把握できておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

これね、大変大事な公金の扱いですから、そのところはどうしますか。今、休憩取って調べることはできますか。それとも、どうしますか。

○議長（花村 計君）

森岡さん、ちょっと時間かかるみたいなんですけど。脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

すみません。ちょっと時間いただきたいので、また後でお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

これ、やはり公金の問題ですので、ぜひきちっと文書で私に後日提出をしてほしいと思います。その辺の計らいは、議長のほうにも強くお願いしておきたいと思います。続きまして、当初冒頭に上がった令和2年から、この議会で審議されてるんですが、ということはもう土地の購入計画から6年が経過しようとしております。度々何度か既存の水道ポンプ場が老朽化したから買ったんだという答弁、今日も答弁されています。既存施設っていうのは大丈夫

なんですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

現在のところ、その修理を行いながら運用しているところです。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

一度は移設を計画したわけですから、相当のやっぱし維持費、修理費や何かがかかったんだと、これも手間がかかると思いますので、後日で結構ですので、令和2年から現時点までにかかったポンプ場の修理費用の一覧を提出していただきたいと思います。場合によっては、その老朽化を理由に購入した土地の議決の根拠が揺らぐ可能性だってあるわけですね。そんなにせば詰まっていなかったんじゃないかという。そういうことも出てくる可能性が大いにありますので、ぜひきちっとした資料を議会に提出していただきたいと思います。続きまして、通告の3番目。今回、農地転用許可を受けております。その履行義務についてお聞きしたいと思います。農地転用の許可を受けたのはいつでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和4年4月25日となります。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

許可を受けたのが令和4年ですから、もう来月には5、6、7、8、4年を経過するわけですね。釈迦に説法だと思いますが、行政の方には、よくお分かりだと思います。農地法というのは、そもそも資産保有目的での農地の所有は認めてないですね。要は何か事業計画があって、農地転用を受けることとなっております。ということは、その法の精神としては、農地転用の許可を受けた場合には速やかに事業計画に従って、目的の用途のために使用しなければならない。今回の場合は、ポンプ場を速やかに建設をしなきゃいけない。この速やかにの解釈に関しては、その許可権限を持っている自治体によって違うと思います。1年だったり、2年だったり、それは目的にもよっても違いますよね。巨大な建物が建つ場合は時間がかかるでしょうし。でも、それは完成というよりも着工の期限というのは大体1年とか、そういうことで事業を進めなさいというふうに農地法の精神というのはそういうふうになっ

てると私は理解をしております。令和８年２月３日付で、堀順一郎那智勝浦町長は市屋区有志一同宛てに、農地転用許可後の進捗状況報告を提出するように太地町に求めると文書で回答しております。こういう那智勝浦町から報告書の提出を求められているのでしょうか。それがいつ求められたのでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和８年２月１０日付で文書をいただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

それに対してもう回答は出しましたか。中身は、もし出してあれば中身は何でしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和８年２月１８日付で、そのような報告を出させていただいております。土地購入後、事業を進め、土地購入後に市屋区の有志の方から要望いただいたということで、現在工事は、事業は停止している旨の報告をしております。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

有志一同からの要望っていうのは、どういう要望ですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

周辺住宅への災害の危険性を回避するために、水道施設建設の中止をいただくことを願いますといったような趣旨の要望書です。以上です。

○議長（花村 計君）

１番、森岡君。

○１番（森岡茂夫君）

これも漁野議員の質問のときに、そういったことが明らかになりました。それで建設地のある那智勝浦町からも進捗状況の報告書を求められているわけですね。そのなぜ求められるかっていうのは、先ほど申し上げたとおり、農地法っていうのは農転を受けた土地に関し

ては速やかに事業を進めなきゃいけないっていう法律の大きな趣旨があるわけですから、その観点から那智勝浦町は報告書を求めたんだと思います。それで、これでまた数か月たてば、何も進捗がなされなければ、また同じような書類が出てくるのではないかなと予測しております。これはズルズルと1年も2年も延ばせる問題ではありませんので、農地法の法律の趣旨に従えばですね。これは、私はその建設の着手期限というのを定めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

その建設年度の定めていうのは、ちょっと今のところ考えてはおりません。ただ、先に戻りますけども、今のポンプ場自体が老朽化になって、いつまで今後維持できるかっていうのを確認した上で、最終、最悪何年度までに建設しないとイケないっていう判断を行いたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

いやいや、その答弁には納得できないですね。だって、老朽化したから令和2年に新しい土地の購入したいというふうに議会に上がってきたわけですよ。もちろんそれは農地だっていうのは分かった。田んぼだっていうのは分かった。だから、農地転用が必要だ。だから、手続をやったわけです。今、申し上げたとおり、農地法というのは速やかに、速やかに事業に着手しなきゃいけないって書いてあるわけですから、もう既に購入してから4年もたっておきながら、これから既存施設の状況も確認しながら計画を定めるっていうような、私にはとてもとても納得できないです。もう一度答弁をお願いします。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応建設予定につきましては、平成2年に一応予算上程いたしまして、執行できずに、平成4年度ですか、一応土地の購入の執行を行っております。本来言えば、それから順次建設に向けて計画していく予定で進んでおりました。その中で、市屋区の方から一応建設に関しての中止ですか、中止の要望書が出てきたということで、今現在止まっているような状況でございます。そやから、結果的には一応許可が出れば、建設に向けて着々と町としても進めていくべき事業だと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

今の答弁の中で、平成2年とか4年っていうのは、これ恐らく令和のことだと思いますので、後ほど修正をお願いします。私が聞いているのは、確かに土地を購入するときには、今のよう、いわゆる周辺住民からの反対がもちろん予想されなかったから土地所有者にお願いして、事業を進めていったんだと思います。でも、私が今聞いているのは、農地法という法律に従って農地転用の許可を受けたわけですね。その法律には、速やかに事業を進めなさいと書いてあるわけですから、そのやはり法の精神に従って着手期限を決めたらどうかというふうに聞いているわけです。まず、言葉の訂正と、もう一度今の私の趣旨に対する答弁をお願いします。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

申し訳ございません。先ほどの答弁の中で平成っていう文言、令和の間違いでございます。それと、一応事業を進めるにあたって、農振地域の変更で農地転用等を行わないと取得はできないということで、その申請を行う、行った時点では、町としてはもうスムーズに事業が進められるっていう思いで進めておりました。その中で、先ほども言いましたが市屋区の方から一応建設の中止をしていただけないかという要望書が上がってきたことを踏まえ、町としては、区民の皆様の同意が得られなければ、事業は実施しませんよっていうことでお答えしているところでございまして、そういう結果から今の現在に至っているというような状況でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

その事業の延期がどこまで認められるかっていうのは、やっぱり許認可権限を持ってる和歌山県知事と、それから那智勝浦町長の判断になるかと思います。その辺がどういうふうになるのかっていうのも、例えば許可の取消しになるのかとか、その辺のところにもやっぱり重々慎重に検討しながら解決を図ってほしいと思います。それでは、通告の4番目、土地の売買契約の履行義務についてお聞きしたいと思います。情報開示請求を行って土地の売買契約のコピーを入手いたしました。令和7年第2回定例会で漁野議員が質問しました、この契約の内容またはこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任を持って解決するように努めなければならないというふうに漁野議員は一般質問の中で紹介しております。去年の12月の第4回定例会で、私はこの関係者は誰かと聞きました。そのと

き久保企画員が答弁してるんですが、この契約書にある関係者という事柄につきましては、町と一応土地の所有者の方だと、町としては考えておりますと答弁しております。ただ、私、今回契約書のコピーを入手したら、紛争の解決は甲だけの責任になっておりますね。ということは、久保企画員の町もというのは、これは訂正すべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応この法的には、甲が責任を持ってってということではございますが、道義的に契約を結んだ以上は、甲だけに責任を持たすってということではなくて、町も一緒になって解決をするってことで答弁いたしております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

最初にこれを読むべきだったですね。契約書、恐らく傍聴に来ての方も意味が分からないと思います。契約書の第8条、契約に関する紛争の解決という決まりがあります。この契約の内容、またはこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならないというふうに。いわゆるこれ片務契約になってるんですね。これが、私がよく分からないんですが、通常こういう土地の売買契約というのは、売るほうの責任、買うほうの責任、お金の問題とかありますので、民法でいういわゆる双務契約でなければいけないというふうに、法的な通常の通念はそうっております。なぜこれ売買契約、いわゆる賃貸ではないのに、なぜ片務契約にしたのか。もし、恐らく顧問弁護士からの指導があったのかも分かりませんが、分かる範囲で教えてください。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

ちょっと文言については、ちょっと今言ったように定かではないんですが、ちょっとこれを法的に問題があるかないかっていうことにも関しまして、ちょっとお時間いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

今、休憩を取って返事を待つというのは無理ですね。分かりました。じゃあ先に進めま

す。これこの契約書を読む限り、私のような第三者はこんなふうに読めちゃうんです。この土地の売買契約をするときに、既に近隣住民の反対があったんじゃないかというふうに、ついつい想像してしまうんですね。関係者から異議の申出があった場合、例えばこれ関係者っていうのは、土地の所有者の例えばほかにも相続権を持ってる人から、いやいやそれは私にも権利があるだとか、そういうことがあったり、あるいは近隣からの、これ農地転用、既にもう契約の前に農地転用を受けておりますから、近隣住民から、いやいや農転をやったみたいだけど、そこにどんなものが建つんだとか、そういうことがあったんじゃないかというふうに想像してしまうんですが、この契約の時点では、今のように市屋区の近隣住民からの建設反対の意思表示というのはあったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

その時点でのそういうお話は聞いておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

この契約書の冒頭、冒頭には契約の目的というのが通常書かれます。こんなふう書いてあります。太地町が施工する市屋水源地施設用地のために必要な土地について、所有者、ここは黒塗りがされております、を甲とし太地町を乙として下記条項により土地売買に関する契約を締結する。つまり、この契約の目的は、太地町が計画している水源地施設を建てるためにこの土地を契約をするというふうに定めてあります。これが一番冒頭の一番大事なところですよ。それが、その計画に基づいて議会にも上程され、何度も審議してて、それが延びております。重々事情は分かるんですが、農地法の問題、それから民法の問題、いわゆる契約関係ですね。そういったことから、やはり一日も早く速やかに解決をすべきだと思いますので、今日、後日出すといった情報に関しては文書をもって議会に提出をお願いしたいと思います。次に、昨年、第2回定例会で漁野議員の一般質問の中で、この建設予定地にポンプ場を建てるのが近隣住民から反対を受けているということ、それに対して、町長名で誓約書を出したってことが分かりました。それを受けて、私、昨年の12月の第4回定例会でその誓約書について質問いたしました。町長はこういうふうに答弁しております。市屋地区の皆様、1人でも反対があったら、その施設を建てないということを文章で示したことになっております。そのことで私は解決したことだと思っていますと答弁しております。しかし、私非常に違和感を感じます。とてもとても解決したとは思えないですね。まず、農地法の趣旨から反して着手が遅れている。そして、契約書に定めている土地所有者の責任がまだ未解

決だということですね。なぜ認められないかっていうと、まず理由三つあります。一つは、農地転用許可の履行義務である速やかに事業を着手しなきゃいけないってことが、まずできてないこと。それから二つ目の理由が、土地の売買契約の履行義務、いわゆる関係者から異議の申立てがあった場合、今回あったわけですから、売主が解決をしなければならないと書いているわけですから、町はそのことを売主に求めるべきだと思います。理由三つ目、ここも大変重要なんですけど、令和2年に既存施設の老朽化を理由に土地を購入したいということで上程されておりますね。この三つの理由によって、いつまでも事業の着手を延ばすことは許されないと思います。だから、とてもとても解決したとは言えないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応1番目の履行されていないということにつきましては、もう何遍も言うように、町としては速やかに事業執行していきたいところではございますが、反対等意見がございますので、それに町としても、無視はできないっちゃうことで止まっているっていうことが原因で履行がされてないっていうことになろうかなと思います。あと、異議申立てがあつて、所有者が何ていうんですか、解決されてないということではございますが、町としましては、今回の申立てにつきましては、所有者の問題ではなくて、それ以外の問題があると感じております。それと、先ほど言ったように令和2年に予算化されて、それからいつまでも延長はできないんじゃないかということではございますが、期日につきましては先ほども答弁したように、建設の同意が得られれば、速やかに町としても建設の執行を行いたいと考えておりますので、その日程につきましては、今のところ確定はできないところではございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

今までの一般質問の中で、私は何度も指摘をしておりますが、行政が行うことは公平公正の観点から、法律はきちっと遵守しなければいけないと思っております。あまりにもそういうことを度重ねて質問するものですから、一度議会事務局から法律を前に出すときには事前にリストにして渡してくれというふうに議運から申出があったというふうに聞いておりますが、これはしかし法律を守る主体は行政側にあるわけですから、私はその質問してるわけですから、先に言ってくれなければ、答えられないよっていうのは、とてもとても私には納得できません。この問題をですね、だから、あとそのこれは行政と土地所有者の契約なんで

すが、契約というのは非常に重いです。私も建築紛争で裁判に何度も立ち会いましたが、最後の裁判所の判断は常に文書の文字1句が問われてきます。ここには、確かに紛争解決の道義的責任は行政側にあるのはもちろん当然です。それは道義的です。法的にはここに第8条に、やっぱり甲って書いてあるわけですから、甲、黒塗りになってますが土地の所有者ですよ。その方の責任だというふうにここに書いてあるわけですから、行政はその約束に従って、甲に解決をいま一度協力を求めるべきだと私は思っております。最後に、次のことを指摘しておきたいと思います、12月の定例会でも申し上げました。我々太地町民は長年にわたって、確か私の記憶では、小学校1年生か2年生のときに上水道がサービスが始まったと思います。それまで私は、小学校の坂道の下まで水をくみに行くのが私の日課になっておりました。そのときに皆さんから聞いたのは、これは市屋区民のおかげで、やっと太地町民は飲料水が飲めるんだというふうに非常に感謝しておりました。このままこの問題ズルズルいってしまうと、私は非常に心配するのが、例えばこういう今臆測だとかうわさが流れております。いつまでも着工しないのは、ポンプ場の老朽化が理由ではなくて、ほかに土地を買わなきゃいけない目的があったんではないかとか、あるいは通常の売買価格よりも高いんじゃないかとか、こんなことが言われています。太地町の計画が原因で、下手すれば市屋地区住民の分断にもつながりかねない問題なわけですね。やはり我々は責任を持って、一日も早く解決をしていかなければいけないと思います。もう一度、最後に法的なことを申し上げます。私、二つ指摘したいと思います。まず民法上の問題です。まず、瑕疵が判明した時点で、その後の契約締結や代金の支払いの手続は、民法上の瑕疵が判明したりすれば、民法上の契約不適合責任というものが問われる可能性があります。要は、ポンプ場の建設のために土地を売ったのに、これが土石流の危険地域に指定されてた。あるいは近隣、農地法の許可を取ったにもかかわらず、近隣の反対にあっているということは、民法上では、ここの契約書にも書いてあるとおり、土地の所有者の責任が問われます。もう皆さん行政の方はご存じだと思いますけど、昔の言うところの、改正前は瑕疵担保責任と言ってましたが、今は契約不適合責任というふうに文言が変わっております。こういう重大な、もし訴訟を起こされたら、甲はこういう責任を負う可能性が大いにあるわけですね。もう一つ地方自治法、適正な公有財産管理、土地を売買するときやなんかはきちっと公金の管理をなさйтеというようなことを求めています。ということは、ズルズルズルズル延びたら、本当に一度は議会で議決しながら、それが責任果たされないということが、太地町民側からも訴えられる可能性は大いにあるんじゃないかと思います。ぜひ市屋区民の方と真摯に話し合って信頼を得て、この問題を速やかに解決していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

すみません。先ほどちょっと答弁漏れの部分で、土地購入費なんですけども、令和2年度予算で1,750万円計上しておりまして、4年度につきましても同額の1,750万円を予算計上させていただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

森岡茂夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時10分

○議長（花村 計君）

再開いたします。次に、海野好詔君。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

一問一答で質問いたします。まず、住民の健康と予防についてということで、肺炎球菌ワクチンについてということで質問させていただきます。まず、肺炎球菌感染症とはどんな病気ですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

肺炎球菌感染症っていうのは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる感染症であり、主に肺炎、菌血症、髄膜炎などを発症します。特に、高齢者や基礎疾患を有する方において重症化しやすい病気です。この感染症は飛沫感染等により伝播し、高齢者の肺炎の主要な原因の一つとされています。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

このワクチンの定期接種対象者は何歳の方が該当するのですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

満65歳の方と60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器機能、または免疫機能に重度の障害を有する方です。以上です。

○議長（花村 計君）

2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

以前の対象者は、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳と、5 歳刻みで補助の対象があったと記憶していますが、いつから 65 歳だけの対象になったのですか。そして、また理由は何ですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

65 歳だけになったのはいつからかということですが、令和 6 年 4 月 1 日からです。理由としましては、国の指針に基づき、平成 26 年から平成 30 年までの 5 年間で、65 歳以上の 5 歳刻みの年齢の方に 1 年ずつの接種機会を設けました。その後、引き続き平成 31 年から令和 5 年までの 5 年間経過措置を延長し、2 クール目を行いました。厚生労働省としては、結果的に 10 年間の経過措置を行い、1 人につき 2 回の接種機会を提供したので、今後は 65 歳の人だけを対象とすると判断しました。町としましても同じ方針で行っております。以上です。

○議長（花村 計君）

2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

和歌山市の感染情報センターより、高齢者肺炎球菌予防接種についてというお知らせがあります。それによると、令和 8 年 4 月 1 日から定期接種で使用するワクチンがより効果の高いワクチンに変更します。そういうことが書かれてますけれども、効果の高いワクチンを把握していますか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和 8 年 4 月 1 日から定期化される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）っていうんですが、に全国的に変更となるということを把握しております。太地町でも、PCV20 のワクチン分の予算を当初で計上させていただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

これ以外の肺炎球菌ワクチンとして、最近ですけどね、キャップボックスという予防接種の薬剤があります。ネットの資料ですが、比較すると、次のようになります。まず、キャッ

プバックス（PCV21）は、カバー血清型数が21種類で、プレベナー、これから打とうとするものが20種類ということで、恐らくこれは肺炎球菌の数、種類ですね。種類にこちらは21対応してますよ、もう一つは20ですよっていうことだと思うんですけど、また後でこれは間違いないかちょっと後で言ってください。IPDカバー率っていうものがあるんですけども、IPDカバー率とは、肺炎球菌ワクチンが侵襲性肺炎球菌感染の原因となる肺炎球菌の血清型をどの程度カバーできるのかを示す割合ですと、この割合が高いほど、ワクチンによって予防できるIPDの症例が多くなりますということで、そのキャップバックスのほうはIPDカバー率が約79%、諸説によってちょっと違うんですけども、プレベナーですかね、これが50%という、全然このカバー率が違ってますよね。そして、肺炎球菌性肺炎カバー率、65歳以上のデータで、キャップバックスのほうは71.9%、プレベナーのほうは59.6%ということになってます。効果の持続っていうのは、お互い両方とも、もう1回打ったら一生これで続くということらしいです。そして、接種回数は1回で、費用はキャップバックスが、医療機関によって金額の差があるらしいんですけども、1万5,000円から大体1万8,000円ぐらいかなと。そして、プレベナーのほうが1万3,000円ぐらいですかね。それで、これはどうですか。私が今言ったことに関して、ほぼ間違いないですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

議員さんおっしゃることではほぼ間違いなくって、先ほど議員さんおっしゃったようにPCV20と21の違いというのは、その血清の型が21は21種類で20のほうは20種類ということで間違いないです。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがとうございます。それで、住民の方の話なんですけれども、まだ5歳刻みで予防接種が受けられてると思ってたのが、国の方針で65歳の年齢でしか補助の対象にならないと後で分かったという方がいます。それで、諸説いろいろありますが、私が見た資料によりますと、日本人の死因の第5位が肺炎で、その約95%が65歳以上の高齢者です。原因となる菌の中で最も多いのが肺炎球菌ですと記載されておりました。このことについて、住民の健康と予防から、町はどのような考えを持っていますか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

高齢者に多い肺炎で誤嚥性肺炎が一番多く、次いで肺炎球菌性肺炎が多くなっています。ですので、嚥下機能の低下予防や口腔ケアの徹底、そして、肺炎球菌のワクチン接種などの予防対策が重要だと考えています。予防接種の効果としては、1番としては重症化を防ぐ、2番は感染予防、3番として集団免疫を獲得する、4番目として医療費、社会的負担の軽減につながるなどのメリットがあります。しかし、デメリットもありまして、1番目として副反応、発熱とか、接種部位の腫れとか痛み、だるさ。あとはアナフィラキシーショックやけいれんなどが挙げられます。65歳以上の人が高齢者肺炎球菌予防接種を行うのであれば、任意接種として実施することになりますので、現時点では町の助成は設けておりませんが、今後につきましては必要に応じて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがとうございます。誤嚥性っていうのは、よく施設とか寝たきりの人に多い肺炎、誤嚥性ですね。だから、そこら辺は別として、やはり予防できる部分であればこれなのかなというように思います。私は、住民の皆さんの健康を守る施策として、肺炎球菌のワクチンの予防接種の、現在もしてますけど、補助をするべきだと考えます。これは65歳以上の人に、やはりしてあげてほしいなというように思います。私事で申し訳ないんですが、私は65歳のときに助成を受けてニューモバックスを接種し、これは効果の持続が5年間しか有効でないの、70歳のときに自費で接種しましたが、令和7年10月29日より新しい肺炎球菌ワクチンキャップバックスが承認され、自費接種として利用できるようになりました。これも資料からですが、このワクチンは、先ほども言いましたが、21種類の肺炎球菌の型に対応しており、これまでのワクチンでカバーできなかった型、15Aとか16Aとか23Aなどがあるらしいんですけども、これらも含まれており、より多くの種類の肺炎球菌から体を守ることができます。現在国の定期接種で使われているニューモバックスは40年前にできたワクチンで、肺炎球菌のカバー率56%、予防効果が5年ですが、新しいキャップバックスはカバー率、ここでは80%ってなってるんですけど、終生免疫が得られると期待され、大幅な機能向上です。また、どのような人にお勧めなのかというと、先ほど副課長のほうからも紹介ありましたが、心臓病とか、糖尿病、慢性呼吸器疾患、腎臓病などの持病がある方、免疫が低下している方、例えばステロイド、抗がん剤などを使用中の方、またお孫さんなど小さなお子さんと接する機会が多い方、これらの方は肺炎球菌感染による重症化リスクが高く、新しいキャップバックスの接種が特に推奨されていますと記載されていました。この資料は製薬会社のものではなく、医師が記載したものです。参考まで

に申し上げておきます。このキャップボックスもご存じですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会からの資料等に書かれていましたが、先日、海野議員にこのワクチンについて教えていただくまで具体的なことは把握できておりませんでした。以上です。

○議長（花村 計君）

2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

私は、やはりカバー率の高さとか、また生涯 1 回の接種でいいのであれば、接種を受ける側としては非常にいいことだと思いますが、これはいかがですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

今回、PCV21 について勉強する機会を与えていただきました。令和 7 年 10 月 23 日の厚生労働省の予防接種基本方針部会の資料でも、PCV21 は、高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる成人における肺炎球菌による感染症の予防に効果、または効能があると記載されています。令和 7 年 8 月に高齢者に対する使用が薬事承認されました。定期接種化に係る議論も開始されておりますので、効果的なワクチンだと考えています。以上です。

○議長（花村 計君）

2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

余談になるんですけど、先ほどもありましたけど、肺炎球菌ワクチン、肺炎球菌によって髄膜炎になって脳のほうへ行った場合に、これも聞いた話なんですけど、2 日以内に亡くなるという事例もあったということなんです。だから、それらも踏まえて、私はいろいろなことが日進月歩で世の中進んでいます。現在行っていることをやっていけば間違いなく安心ですが、時代遅れになる可能性もあります。医療のことは高度な知識が要するため、なかなか難しい部分もありますが、40 年も前にできたワクチンを今でも使用するということが果たしてどうなのかと、もうこれニューモボックスに変わるということなんであれなんですけれども、そのようなことから、やはり少しでもいいワクチンを、今は国が推奨しているワクチンですけれども、もう一つ新しいのができたというのであれば、太地町独自として、金銭的に

もそんなに変わらないんですから、これも接種を認めてほしいということがまず一つ。もう一つは、今現在65歳の方に補助をしますよって言うことですよね、大まかに言えば。これを今まで65歳を過ぎてしまった人たちが、次の70歳で打てるよって、予防接種ができるよって思ってた人が多くあるわけなんです。だから、この機会にやはりその人たちもすくい上げてもらって、一旦ワクチンを皆さん打ってくださいよって、ただし、先ほど言いましたように副作用もあります。だから、それはきちっと説明をしていただいて、自己判断でもうやっていただくというようなことをお願いできないかなって思うんですけど、これは町長か副町長、どちらで答弁していただけますか。

○議長（花村 計君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

今、海野議員が言われたように、できるだけ進めたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

町長から前向きな答弁いただきました。できたら、本当は本年度の予算で、まず今この令和8年度の予算で取った中で、先食いをしながらやっていただきたいと思うんですけども、そこら辺も今後検討してみてください。次に、住民の健康と予防についてということで、太地町では各種検診を行っていただいて本当にありがたいと思います。これは三軒町長が議員のときから予防に力を入れるべきと、また町長になられてからも考えは同じで、予防検診に力を入れた施策を行っております。また、私が議員として提案させていただいた国保・社会保険・後期高齢者の方の人間ドックの実施も認めていただき、また、带状疱疹ワクチンの予防接種の補助も認めていただき、安心して住めるまちづくりの施策をされていると考えます。やはり人間は健康でなければ人生は楽しくありません。また、不幸にして病気になられても、早期発見をすることにより、重く患うことが避けられる場合もあります。また行政としても、医療費の抑制にもつながることになります。そこでお聞きしたいんですが、各種がん検診の受診率を教えてください。まず、前立腺がん、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん検診の受診率を教えてください。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和6年度の実績です。前立腺がんの受診率は12.7%、胃がん検診は13.6%、大腸がん検診は15.8%、子宮頸がん検診は16.1%、乳がん検診は19.1%、肺がん

検診は17.8%です。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

受診率が、この数字を見たら低いように思うんですけども、なぜなのか。例えば人間ドックを受けられた方があるとか、いろいろなことがあるのかなとは思うんですけども、ちょっとそこら辺を教えてください。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

太地町の国保会計を見ますと、医療費が伸びており、医療機関での治療中の方や経過観察中の方が増加しています。その方たちは受診率を出すときの分母からは除外されませんが、検診対象から外れることになります。また、国保加入者でも職場健診を受けられている方もいるため、町の検診を受ける方が少なく、受診率が低くなっていると思われます。ただ、未受診の方で検診を受けられていない方も多いと思いますので、今後はさらに検診を進める啓発の必要性は強く感じております。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

全くおっしゃるとおりだと思います。だから、事あるごとに呼びかけて知っていただきたいと思います。そこで、その各保険に人間ドックの受診先及び募集数、応募数、検診数ですかね、を教えてください。国保・社会保険・後期高齢者、これは一般の人間ドック。そして、脳ドックの受診ですね。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

医療機関ごとに人間ドックの受入れ人数は決められていると思いますが、市町村ごとに募集枠は設定されていません。ですので募集枠といいますか、町で予算計上する際の設定人数で答えさせていただきます。令和6年度の実績ですが、国民健康保険では対象者枠は25人、受診先は坂野医院が1名、新宮市立医療センターが7名の計8名、率にして32%です。社会保険につきましては、対象者枠は10名で、坂野医院1名、串本町立病院が1名、新宮市立医療センターが2名の計4名、率は40%です。後期高齢者では、対象者枠が30名で、坂野医院1名、新宮市立医療センターが6名の計7名で23.3%です。脳ドックについて

ですが、令和6年度の実績です。国民健康保険の方は、那智勝浦町立温泉病院で受けていただき、受診枠は15名。応募数、受診者数ともに7名、受診率は46.7%です。社会保険も受託医療機関は国保と同じく、那智勝浦町立温泉病院で受診枠は3名。応募者数、受診者数ともに2名、受診率は66.7%です。後期高齢者医療保険の方の受託医療機関は新宮市立医療センターで、募集枠は5名。応募者数、受診者数ともに5名で、受診率は100%です。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

人間ドックの受診率がちょっと低いように思うんですけども、これはやっぱり他の検診、ここでやる集団検診とか、いろいろあるんで、そこら辺でやっぱり低くなってるんですかね。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

議員さんおっしゃるとおり、国民健康保険加入者でも職場健診を受けられる方がいますので町の検診受診率が低くなっています。後期高齢者では、医療機関にかかられている方が90.5%いますので、人間ドックを希望する方が少ないと思われます。社会保険加入者は職場健診と町の検診を組み合わせることで、人間ドックの項目を満たしますので、受診者数が増えないのではないかと推測されます。今後は、どうすれば未受診の方が検診を受けに来てもらうことができるかが課題です。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ちょっとやっぱり広報、広報たいじでやってくれたり、また一覧で出していただいているんですけども、なかなか読まれてないのかっていうような気がするんで、もう少し、1年に一遍じゃなくて、何回かに出すとかですね。そこら辺のちょっと工夫をお願いしておきたいなと思います。そして、令和7年度の人間ドックの受入れ医療機関はどこですか。また、令和8年度予定っていうか、お願いしようとしている医療機関はどこですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和7年度の人間ドックの受入れ医療機関ですが、坂野医院、那智勝浦町立温泉病院、串本町立病院、白浜はまゆう病院、和歌山市医師会成人病センターです。令和7年度は、医療

機関の都合で新宮市立医療センターは受け入れていただけませんでした。令和８年度は、新宮市立医療センターのほうも受入れをしていただける予定で、７年度に加えて医療センターが加わります。ほかにも田辺のほうの病院とかもいろいろ問合せのほうはしてお願いはしたんですが、もう枠がいっぱいとかっていうことで受け入れていただけませんでした。以上です。

○議長（花村 計君）

２番、海野君。

○２番（海野好詔君）

努力はしていただいているということで、ありがたいと思います。受診先は個人個人の問題だと思うんですけども、やはりエコーとかいろいろなものを取るのであれば、総合病院のほうがいいのかなと、私個人では思います。だから、ここら辺だったら新宮市、医療センターですね、再度受け入れてもらうように努力はしていただきたいなっていうように思います。次に、２０１７年、１８年全国がん登録５年生存率報告の結果ということで、２０１７年に新たにがんと診断された方の５年生存率の結果を取りまとめましたので公表します。同じく２０１８年も公表されました。これは厚生労働省からの資料です。令和８年２月１３日に掲載公表です。５年生存率は、２０１６年以降にがんと診断された方について、５年間生存した方の割合を算出するもので、国立研究開発法人国立がん研究センターにより集計し、厚生労働省において取りまとめているものです、ということです。今回質問に関連しますので、これらの資料も含めて質問いたします。まず、１５歳以上の５年生存率、２０１７年に新たにがんと診断された思春期や若年成人の方、一般的に１５歳から３９歳までの年齢層の人を指し、がん医療に用いられていますということだそうです。ちょっと括弧で申し訳ないんですけど、成人１５歳以上の全国生存率ですね。前立腺が２０１７年の診断で、生存率が９２．２％、２０１８年診断で９２．５％と非常に高い生存率になってます。乳房が８８．０、２０１７年、２０１８年が８８．４、そして子宮頸部２０１７年診断で７２．１％、２０１８年で７１．４％、大腸で２０１７年６８．０％、２０１８年で６８．０。胃で２０１７年が６４．３、２０１８年で６４．４、肺で２０１７年が３９．８、２０１８年が３９．６、肝臓、肝内胆管ですかね。これが２０１７年診断で３４．１、２０１８年の診断で３４．４、膵臓が最も低く１２．６％、２０１７年は１２．６％、そして２０１８年診断で１３．５％と、病類によっていろいろ生存率が変わってきていると思うんですけども、このような生存率の数字になっていますが、ただこれだけでは分からないことがあります。例えば、早期発見なのか、ステージ幾つなのかということが分からないのですが、いずれにしろ、早期発見することが最も良いのではないかと考えます。それらを踏まえて質問いたしますが、以前にも質問いたしましたが、胃検診、子宮頸がん検診、乳房検診が２年に一度、偶数年齢になる

方が検診を受けられるとなっていますが、過去には毎年受診ができたと思うのですが、これもよく分からないので、いろいろな市町村のホームページを見ましたが、国が示したがん検診指針に基づいて実施しています。その中で、国は子宮頸がんと乳がん検診は、がんの特性を考慮し、実施回数についても、原則として、同一人については2年に一度行うものと規定しています。また、がん検診に関する専門家の見解として、子宮頸がん検診を毎年1回、または年間に複数回受診したとしても、2年に一度受診した場合と比べ、医学的なメリットは変わらないとされていますと、ある市では掲載されていました。また、ある市では短過ぎる間隔での受診はがんによる死亡を減らすという有効性だけではなく、受け過ぎによる欠点も指摘されています。がん検診事業の評価に関する委員会において、受診間隔について検討した結果、2年に一度とすることが適切であるとされていますと。そのため、令和7年度では、受診間隔を2年に1回に変更しますと記載されていました。太地町でもこのような理由から、2年に一度されるのですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

国が示すがん検診の指針に基づき、2年に1回にしました。子宮がん検診については、子宮がんはがんになるまでの進行が比較的ゆっくりなこと、毎年検査をしても発見率の差が小さいこと、出血や痛みなどの苦痛を伴う検査であること、また、偽陽性といいまして、実際には、がんや前がん病変がないのに異常ありと判定される場合があります。その結果、精密検査を受けることになり、心身ともに負担を生じることがあります。乳がん検診についてですが、これはマンモグラフィー検査の研究で2年間隔でも死亡率減少効果があること、痛みや不快感などの負担も大きいことなどが挙げられています。このように、検診には検査による身体的・精神的な負担があるなどの不利益もありますが、子宮・乳がん検診それぞれが死亡率を減少させる効果が確認されているため、国の指針に基づき、2年に1回の実施としております。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

国はそうに言うてますけど、これ臆測で申し訳ないんですけど、やっぱり費用的な面とか、そういう補助金の削減、カットっていうんですかね。そういうことも表には出てきてないけど、そういう部分もあるのかなと私は思うんです。ただ、やはり個人によって毎年受診したいよっていうのであれば、受けさせてあげるべきと考えるんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

先ほど議員さんのほうから生存率を示していただきました。それに加えて、検診の効果は死亡率の減少で評価することになっております。国立がん研究センターの有効性評価に基づくがん検診ガイドラインを見ますと、子宮がん検診は、前がん病変が見つけれられるため死亡率は60から80%減少しており、効果が大きいです。乳がん検診では、死亡率減少は20から30%と中程度あると考えられ、検診による早期発見により、がん死亡率の減少効果が確認されています。太地町としまして、厚生労働省の指針に基づき、2年に1回の検診を基本としながらも、議員のおっしゃるように、検診を希望される方の意向に少しでも沿えるよう、検診の方法等を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがたいと思います。住民の声ですが、子宮頸部検診と乳房検診は毎年受診をしたいので、隔年医療機関、毎年ですか、医療機関に行って受診しているのですが、医療機関では結構な時間がかかり大変ですと、ということ言われていました。できたら、隔年ではなくて、自費でもいいから集団検診で毎年受けさせていただけないかというようなことも話をされていました。私はそういうこともあるのかなとは思いますが、それで、私の考えですが、住民が安心して暮らせるまち、また健康と予防を進めるまちであれば、国が、先ほど回答していただいたんですけど、どのように考えようと、住民の皆さんにとって必要だと思いますので、町が希望される方には、毎年検診を受けられるようにすべきと、やはり検診車で、その婦人層ですね。乳房とか、子宮頸がん毎年受けたいよってという人があれば、そこら辺はやっぱり配慮してほしいなというように思うんですがいかがですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

町としまして、検診は2年に1回を原則と考えておりますが、できるだけ検診等を受けられる機会を確保する方法を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがとうございます。そして、胃検診なんですけれども、これも国の考え方によるもの

ですが、5年生存率で約65%ということで2年に一度となってます。以前にも質問いたしましたが、この検診も希望者に受診させてあげるべき、1年に一遍、希望があればですね。そこら辺はどうですか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

町が行う検診は2人の医師がダブルチェックでチェックを行います。そのため、医療機関での胃検診は、太地町と那智勝浦町の両町で、東牟婁郡医師会の先生方によるがん検診運営委員会を設けており、検診結果を判定していただいています。なので、今の医療機関での検診という形では、太地町だけ検診対象者を変更することは難しいと考えますので、ほかの方法がないか考えていきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ぜひそうしていただきたいと思います。やはり前にも言いましたけれど、先ほども言いましたけど、やはり健康であれば幸せな生活が送れると思いますんで、そこら辺は重々考えていただきたいと思います。次に、高齢者福祉についてということで、高齢者福祉について、また高齢者福祉の課題は何か、また町としての対応はってということで質問させていただきます。まず冒頭に、担当課で調べていただいた数字を述べさせていただきます。昨日ですかね、間違えましたけど高齢化率令和7年4月1日現在で45%ということになってます。そして、65歳以上の男性は516名、女性が749名、合計1,265名と。そのうち夫婦世帯が188世帯、独居世帯が375世帯ということで、結構数字的には多いかなと思います。ただ、65歳から75歳以上っていうのは自分でできる部分が多いかなと思います。だから、80歳以上の人では男性159人、女性355人、計514人と。夫婦世帯が45世帯、独居世帯が182世帯と、ちょっとこれは多いような気がするんですけども、そこで以前に高齢者にアンケートをしたことがありました。それについての結果は公開されなかったもので、私は分からないのですが、高齢者が不安に思っていることは、それぞれの立場、環境によって異なりますが、どのようなことがあると思っていますか、また、どれだけ把握していますか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

まず、令和4年度に65歳以上の方に約1,100人対象で、回答を受けたのが700人

ほの方に回答いただきました。その内容を見ましたところ、病院のことであったり、自身の健康や病気のこと、移動や買物、日常生活の小さな困り事っていうのを確認いたしました。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

私が皆さんと話をしていく中で、こういうことが不安なんだろうなと思うことは、特に夜、具合が悪くなったときのことを考えるほうが多いようです。そのようなときの対応を担当課としてどのように考え、対策を立てていますか。また、どのようにお知らせしていますか。やっぱり1人だと不安とか、高齢者2人の世帯やとやっぱり車も運転できない、不安っていうことが多々あるみたいなんですけど、そこら辺は、そこら辺も含めてどのように考えてますか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

それにつきましては、対策をするという具体的なあれはないんですが、ただ通常、急に具合が悪くなった場合は救急車を呼んでいただくっていうことを想定しております。また家族や親類を頼りに自身で受診されてご対応されている方もいらっしゃると思います。また、ちょっと考えてというか、今までやってきたのが、包括を通じてなんですけども、ひとり暮らしの方で必要な方と思われる方については、レスキューポットっていうて、その人の健康状態とか、例えば誰に連絡するんだとか病気のことを書いたものを玄関に置くなど、そういう細かな対応っていうのをさせていただきました。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ちょっと重複しますが、例えば高齢者夫婦で、高齢者になり車の運転をしなくなって、夜具合が悪くなり救急車を呼んで病院に行くが、家族が遠方で間に合わない場合、どのようにしますかっていうことと、これ質問ですよ。また、救急で運ばれ処置をしてもらい、回復されて、夜中に帰りなさいと言われ、タクシーもない時間帯であればどうしようもできない。このようなときにどうするかと心配されている方があります。これは現実であり得ることです。町として、これはどのように捉え対応を考えますか。恐らく行政はそこまで対応はできませんと言われると思います。当然やと思うんです。でも、この町はそれでは済まされない状況になりつつあります。町長は親戚に頼れなくても、1人でも暮らせるまちにするんだと

言っていました。私も同感です。親戚に頼れる人はいいいですが、頼れない人もいます。以前からも言われている地域で見守るのではなくて、もう地域で助け合いをしていくことが必要になってくる。また、家族がいても旅行に出かけて留守になるときがある。そのときが不安であると言われています。このように不安になっている方がいます。これから太地町の喫緊の課題です。太地町の行政、地域包括、社会福祉協議会が知恵を出して、この問題をどのように解決していくか検討すべきだと思います。そうでないと、手後れになってしまうと思います。ペーパーでのアンケートだけでは、高齢者の切実な思いが伝わらないと思いますが、いかがですか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

通常、救急車で運ばせていただいた場合、送りというのは想定してないというのが状況です。ただ、一部の方、例えば本当に連絡先っていうことを把握している場合は、社協で対応する場合もあるんですが、全部が全部やっぱりカバーできてないというのが現状だと思います。この問題ってすごくもう難しいなと思いながら、海野議員も多分行政側で長いことあったんで、難しいと思いながら多分言っていたらんだっていうことは重々私分かっておりまして、ただおっしゃるとおり、実際これで困る方も中には本当に件数的には少ないかもしれませんが、いるのは多分いると思います。ですので、ただ仕組みづくりっていうことも含めて考えていかなきゃいけないかなと思います。行政だけじゃなくて、例えばその社協の力を借りたり、例えば民間の何か力を借りたりですね、皆さんの力、何かお知恵を拝借しながら、ええ方向に進めたらなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

本当に非常に難しいことだと思います。だから、やはり福祉に携わる人、また、役場内部での会議をもって、いろいろな人の意見を聞いて考えていくということが僕は必要だと思うんです。町長はしきりに、僕が住民福祉課長のときに一緒になって会議をしたように、1つずつテーマを出して、どのようなことが困っているとか、どのようなことが対応できるのかとか、そういうことをやっぱりこれから常々考えていただかないと手後れになってしまうような気がしますんで。そこら辺、すぐにはこれ絶対無理なんで町の課題として考えていただきたいというように思います。そして、独居老人については、家の中に1人であることが多いのではないかと思います。私が住民福祉課長のときに三軒町長と集会所に出てきて、皆さんと話ができるように、ヘルストロンやマッサージ器を置き、お茶を飲みなが

ら過ごしてもらおうと用意もいたしましたが、現在どのようになっていますか。また、包括があおぞら体操やいっぷく亭等をやってくれてますが、それも現状どのようになっていますか。私は学童保育を絡めて高齢者との交流を提案しました。当時答弁してくれたのが山本教育長でした。多世代交流という言葉を使っていましたが、私はそんなに大きなものではなく、現状でできる範囲のことをすれば良いと思っていたのですが、山本教育長、前教育長ですね。自分は辞めるので、次に申し送りをしたいという答弁でしたが、申し送りはされていますか。そして、検討はされていますか。これは認知症予防にもつながり、子供たちにとっては、今核家族が多い中で、お年寄りと接することは非常に有意義なことだと考えますが、いかがですか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

まず何個か質問いただいたと思うんですけど、集会所のまず現在ということで申し上げますと、個人の方がヘルストロンやマッサージ器、趣味などご利用していただく中で、社協、先ほど言っていたんですけれども、ふれあいサロンいっぷく亭というのはやっているということで、一応活性化させていただいておるところであります。また、包括がやってるあおぞら体操とかいっぷく亭というの現状を申し上げますと、あおぞら体操はコロナ禍において、感染予防のため外で行う事業として始めたんですけれども、コロナが落ち着いたということで令和7年度をもって一応終了することになります。ただ、これただ単に終了するのではなくて、これを皆さんに落とし込んでいくっていうんですか、皆さんにやっていただくようにサポートに回るっていうことで新たな事業展開ということになります。また、これに加えて代わる事業として、オレンジポピーといって認知症予防の方のお話合いしながら、上手に生活していくようなお話合いの場を持ったり、そういうふうに変化したりやっているところでもあります。また、先ほど学童との交流っていうのは、ちょっともう言っていたかと思うんですけれども、うちは学童というちょっと引き継ぎではないんですが、ただ現在コロナ禍が明けて、令和7年度よりデイサービスの利用者の方が月1回こども園と今交流をしています。内容についてですけど、一緒に歌を歌ったり、手遊びなどの触れ合いをしたり、園児が棚を訪れてくれているという状況でございます。また、園児の発表会の前であれば、様子を見学するなど、ちょっと月1回ではあるんですけども、その辺を交流持っているというのが現状であります。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

あおぞら体操は移行するって非常にいいことだと思うんですよね。やはり自分たちで自主的にやっていくって、行政があんまり手をかけるんじゃないくて、将来的にはもう自分たちでやってくださいよって、それが行政の務めだと思うんで非常にいいことだと思うんですけれども、やはり多くの方に参加してもらおうということも一つ意義があることだと思うんで、そこら辺はもうちょっと頑張っていたきたいというように思います。それと今デイサービスとかって、これこども園、結構新聞等に出てきてますよね、交流やってるって。ただ、学童保育、僕は学童保育って言ったのは、やはり学童保育、放課後こうやって室内の中で見守るっていうことも必要ですけども、外部に出して、高齢者と交流して、いろいろな昔の話とか、知識を得るとかね。また、高齢者にとっては子供はかわいいなっていうことが思うんでね。そこら辺の交流がやっぱり大事かなっていう。恐らく脳の活性化にもつながるんじゃないかなというように思うんで、そこら辺ももう一度検討していただきたいと思います。私はなぜ認知症にこだわるかっていうことなんですけれども、その介護度というのは、身体の動けなくなったとかっていうのであれば、介護度は結構つきやすいんですよ。この認知症になった場合には、なかなか見てもらえない。介護度を見てもらえないということがあると思うんですよ。それで家族は困る。だから、そこら辺の予防として、認知症になるべくならないような予防があればやってほしい。将来私たちもなっていくんですから、そこら辺の予防を、きちっと考えるのは難しいんでしょうけれども、できるだけ認知症を出さないような仕組みっていうのが必要なかなっていうように思いますんで、そこら辺も検討してみてください。そして、次に高齢者の雇用の場についてっていうことで、高齢者の声として少しでも働きたいという声があります。これだけ米の値段や物価が高騰しては、年金生活者には大変だと思います。太地町シルバー人材センターもなく、働く場所もない。そのようなことで、トイレ掃除をということで提案し、それを行ってくれているのですが、聞くところによると、希望者が多いので、当番が当たるのが年間2か月しかないと聞きました。これは本当なんですか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

令和6年度初年度でして、おっしゃるとおり2か月しかできませんでした。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

できるだけ、やはり少しでも働いて、自分の生活の足しではないんですけど、趣味の足しにでもできるような雇用の場ということで、もう少しトイレ掃除を増やしていただきたいな

というように思います。最後に、総括として町長から答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

今、ずっと海野議員の質問を聞いてたんですけど、長い間一緒にやってきたことをいろいろ思い出しておりました。本当にお金の要ることで、行政が反対することをたくさんこれまでやってきました。私自身は、この役場の泊まりもそうなんですけど、高齢者を雇ったり、南紀園は今はやめてますが、80近くになる人を雇ってもらったり、また、桧に清掃センターでもう年齢で終わりになった人を、また桧で雇ってもらったり、また海野議員のおかげで本当にトイレ掃除が、年金者で6万円や4万円やってもらう人が3万5,000円もらうことがどんだけありがたいかっていうことで、お礼を言われたこともあります。また、海野議員が指摘された各クラブの鍵を預かるだけで、その人たちがもうずっとやってることについて、いろいろ募集を求めたらどうだという。そういう中で、多くの人がそういうことで非常にありがたいよって言われております。また、トイレ掃除なんかも、また場合によっては、そういう対策で増やしてもいいと思うんですよ、月に1回っていうことじゃなくて、そういうことも一度検討させてください。もう私自身はできるだけ働きたい人が働ける場所をつくりたい。ただ、墓掃除なんかでもすごい需要が多いんですけど、墓掃除は嫌だっていう高齢者もいるし、そういういろんな事情もありますが、できるだけ働ける環境を町としてつくって、できるだけ80になっても本当に元気な高齢者に、80っていったって私も78、9になる月か、もう80ですけどね。本当にもうここへ座ってる人なんかもほとんどもうそういう年になってきて身近になってきましたよね。海野議員とやってるときは、まだお年寄りのこととか、子供のところが身近に感じてませんでしたけど、ようやってきたなっていう町としてね。本当に財政の指数は悪くなって上がってきますけど、こういう中で、そういう中でも積極的にやっていきたいと、またこれまで海野議員のようにいろいろな提案をです、町を回ってこういうことをやったらどうだっていうことをたくさん言ってもらって、町としてもそれに応えて、町民が喜んでいただけるようなまちづくりがいいんじゃないかなと思ってますんで、ぜひこれからも要望は多く聞きたいなと思ってますんでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがとうございます。要望についての町長の答弁ありがたいと思います。また、健康面

についても要望についても充実していただきたいというように思います。

○議長（花村 計君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

海野議員といろいろやってきましたが、この町の姿勢っていうのは、多目的センターを見てもらったら分かると思うんですよ。プロの方が見て、町を見てくるときに、多目的センターの診療室ですか、検診室ですか。あれについて非常に驚くんですよ。我々は海野さんなんかとやっていたときは、子宮検診でもバスですよ。それに、そういうところでカーテン開けられたら見られる。そういうところは嫌だっていうことが多くて、検診を何とか検診率を増やしたいなっていうことで、本当は多目的センターの検診室の一室でも、若い人でももう子宮検診を受けるほうが良くなったんですよ。若い人はああいうところで並んでするのを嫌がるんで、あそこの多目的センターへつくったとき、本当は女性の方が腰かけて回ってっていういいのがあるらしいですね。ああいうのも据えてやろうという思いもしてつくったんですけど、またそういうこともあって、なるべく希望に応えたいと思いますし、町はこれまで海野さんのおかげでいろいろやってきたと思うんですよ。これからは、それを維持して発展さすっていうことで、さらに充実していけたらなと思ってますんで、ぜひ。そして、今、夜診てくれないんじゃないかっていうお医者さんのこともあったんですが、大体救急車で出すんですけど、坂野先生が見てくれたり、最近要さんところにも女性のお医者さんが来て、私は夜でも何でも言ってもらったら診ますからって、どこへでも協力しますからっていうことを言ってもらってますんで、そういう場合は、大したあれじゃなくてだったら診てもらったらいいいと思うんです。そういうように努力していきますんで、ぜひ協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ありがとうございます。福祉はもう金がかかるというのは重々私も承知してます。でも、お金よりも皆さんの健康が、幸せがっていうことのほうが大事かと思いますんで、町長はもう重々分かってくれていると思います。これで私の質問は終わります。

○議長（花村 計君）

最後、肺炎球菌ワクチンのちょっと答弁で訂正があるそうなので、聞いたってください。
稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

申し訳ありません。肺炎球菌のところ、予防接種のワクチン接種なんですけど、任意接

種の対象者を65歳以外と答弁すべきところ、65歳以上と答えてしまったので訂正します。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時08分

○議長（花村 計君）

再開します。海野好詔君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（花村 計君）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。令和8年第1回太地町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時10分

太地町議会議長 花村 計

太地町議会議員 久原 拓美

太地町議会議員 塩崎 伸一

太地町議会議員 福田 忠由